

令和5年度（2023年度）公用車への電気自動車導入に係る調査及び 導入パターン整理業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度（2023年度）公用車への電気自動車導入に係る調査及び導入パターン整理業務

2 目的

「2050年県内CO2排出実質ゼロ」の実現に向けて、公用車への電気自動車（以下「EV」という。）導入を検討するため、EV導入のための充電設備設置に必要となる工事やその費用、その他の課題等を整理することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）7月31日（月）まで

4 調査対象

別紙「対象施設一覧」に記載の施設

5 業務内容

（1）調査

①対象施設の現況調査

- ・対象施設ごとに現況調査を実施すること。調査項目は以下のとおり。
 - ア) 公用車の使用状況（例：公用車の駐車場所、1日の走行距離、使用目的等）
 - イ) 電力需給状況（例：電力使用量、電気料金プラン等）
 - ウ) 電気設備の状況（例：分電盤、配線、受変電設備の設置状況等）
 - エ) その他必要な調査（随時県と協議すること。）
- ・調査に必要となる図面等の関係資料については、県と受託者で協議をしたうえで、必要に応じて県から提供するものとする。
- ・調査結果は、対象施設ごとに図面等を用いて分かりやすく整理すること。

②EV導入のための充電設備設置に必要となる工事等の調査

- ・対象施設ごとにEV導入（既存の公用車と入れ替え）のための充電設備設置に必要となる工事内容及びその費用等を調査すること。調査項目は以下のとおり。
 - ア) 充電設備の設置工事（配線工事を含む。）
 - イ) ア)に必要な付帯工事（受変電設備や分電盤の改修工事等）
 - ウ) 契約電力及び電気料金への影響
 - エ) その他必要な工事等（随時県と協議すること。）
- ・充電設備は普通充電設備（定格出力：3kw）を設置するものとする。また、EV導入1台につき普通充電設備を1基設置することを基本とする。

- ・EVの導入台数は、「EVを1台導入するケース」から「公用車を全てEVにするケース」の全てのケースを想定すること。
- ・調査結果は、対象施設ごと、EVの導入台数ごとに整理すること。また、図面等を用いて分かりやすく整理すること。

(2) EV及び充電設備等の導入パターンの整理

- ・(1)の調査結果を踏まえ、対象施設ごとに、以下の①～③を整理すること。
 - ①コスト重視型の導入パターン（EV導入のための充電設備設置に必要な工事費用が低廉であり、かつ、一定程度EVを導入することができる導入パターン）
 - ②環境配慮型の導入パターン（導入可能な車両を全てEVにする導入パターン）
 - ③バランス型の導入パターン（EV導入のための充電設備設置に必要な工事費用が一定程度発生するが、費用対CO2削減効果が高い導入パターン）
- ※(1)の結果等を踏まえ、EVの運用上、急速充電器の設置が必要と考えられる施設については、急速充電器を設置する提案も整理すること。
- ・①～③には、以下の内容を記載すること。また、図面等を用いて分かりやすく整理すること。
 - EVの導入台数及び充電設備の設置基数、その考え方
 - EVの導入のための充電設備設置に必要な工事内容やその費用等
 - 充電設備の設置場所
 - その他（導入時の留意事項等）

6 中間報告書の提出

- ・対象施設のうち一部の施設について、5の結果をまとめた中間報告書（様式任意）を提出すること。
- ・提出期限は令和5年（2023年）6月末を目安とするが、対象となる施設や提出期限等の詳細については、県と受託者で協議したうえで決定する。

7 業務完了報告書等の提出

- ・令和5年（2023年）7月31日（月）までに以下の①～③を提出すること。
 - ①業務完了報告書：紙媒体1部
 - ②5の報告書：紙媒体30部
 - ③電子データ（CD-ROM等の媒体）：上記①②及び業務に係る打ち合わせ等の記録を含む電子データ
- ※②については、報告書の案を事前に県へ提出し、説明すること。

8 業務処理に関する特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、県と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたって、中立的立場を保ち、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。
- (4) 受託者は、原則として、本業務を第三者に再委託することはできない。
- (5) 本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等については、県に帰属する。
- (6) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行うものとし、県が著作物を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者は、本業務の進捗状況について、随時県環境立県推進課に報告すること。
- (8) 業務委託契約後、契約金額の範囲内において、県と受託者が相互に協議のうえ、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (9) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が相互に協議のうえ、決定する。